

聴覚障害者標識について

1 聴覚障害者標識とはどのようなものですか。

平成20年6月1日に道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）が施行されて、補聴器を用いても聴力が10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のある方（以下「聴覚障害者」といいます。）が、普通自動車（乗用車のみ）を運転するときは、聴覚障害者標識を表示しなければならないこととされました。

また、一般のドライバーが、聴覚障害者標識を表示した普通自動車へ、幅寄せや無理な割り込みをすることも禁止されました。

下図が聴覚障害者標識です。

現在はずべての普通自動車（乗用・貨物）、大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原付車の運転免許を取得できることとなっていますが、平成29年3月12日から、これらの自動車等に加え、準中型自動車が追加されます。

2 聴覚障害者が運転できる車種は何ですか。また、必要な条件はありますか。

聴覚障害者は次のとおり、運転免許の取得が可能となりました。

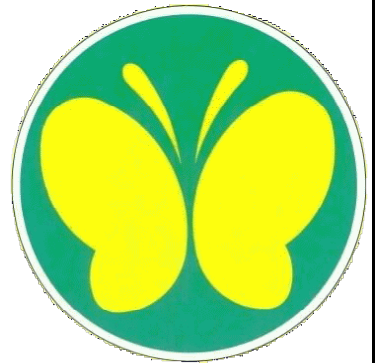
① 運転できる車種

準中型自動車、普通自動車（乗用・貨物）、大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

② 必要な条件

準中型自動車、普通自動車（乗用・貨物）は、特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）の装着及び聴覚障害者標識の表示が必要です。

※ 大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車は、特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）の装着と聴覚障害者標識の表示は不要です。



3 既に補聴器条件で免許を取得している場合の条件変更の方法はどのようなものですか。

現在、運転免許に補聴器の条件が付いている方で、補聴器を外しての運転を希望する方については、臨時適性検査と安全教育を受けることにより、特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）を付けて全ての普通自動車の運転が可能となりました。免許の条件変更の審査は、運転免許試験場で行います。（事前予約が必要）

お問い合わせ先
長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転適性相談窓口
電話 0957-53-2128（内線312）
（FAX）0957-54-2882
受付時間：月～金 15:00～17:00
（休日・年末年始はできません）

聴覚障害者標識と周囲の運転者の配慮事項

聴覚障害者の運転免許取得の概要

聴覚障害者(補聴器を用いても10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない者)であっても、ワイドミラーを活用して慎重に運転することにより、普通自動車、準中型自動車を安全に運転することができるものと認められたことから、次の条件等の下、運転免許が取得できることとなった。

後方視野を確保し、車両斜め後方の死角を解消するため、**特定後写鏡(ワイドミラー又は補助ミラー)**を装着

周囲の運転者に対する注意喚起のため、聴覚障害者標識の表示を**全ての普通自動車、準中型車に義務付け(大型自動二輪、普通自動二輪、小特、原付は特定後写鏡(ワイドミラー又は補助ミラー)の装着及び聴覚障害者標識表示は不要。)**

聴覚障害者の保護のため、聴覚障害者標識を表示した車に対する幅寄せ等を禁止

聴覚障害者標識の表示義務と幅寄せ等の禁止



聴覚障害者が運転する際に、聴覚障害者標識の表示を義務付け

聴覚障害者標識を表示しなかった場合

- 2万円以下の罰金
- 反則金4000円
- 基礎点数1点

聴覚障害者標識を表示した車に対する幅寄せ・割り込みの禁止

幅寄せ・割り込みをした場合

- 5万円以下の罰金
- 反則金6000円(普通車)
- 基礎点数1点

聴覚障害者標識を表示した自動車に対する配慮

周囲の運転者は、聴覚障害者が警音器の音では危険を認知できないことがあることを理解するとともに、必要に応じ、減速を行うなどする必要がある。

周囲の運転者が特に留意すべき運転場面

- 「警笛鳴らせ」の警戒標識が設置されている、山地部の道路や見とおしのきかない交差点、まがりかど等
- 脇道から前進又は後退して大きな道路に入ろうとしている自動車
- 自分の車線に車線変更しようとしている自動車